
2022年10月5日

A T E N A

原子力事業者の緊急時対応に係る訓練及び規制の関与における 各課題の検討状況について

案

令和4年度第28回原子力規制委員会（2022年8月17日）において、これまでの「原子力事業者の緊急時対応に係る訓練及び規制の関与のあり方に係る意見交換」（以後、訓練のあり方検討）を踏まえた今後の対応として、訓練の試行を行いつつ、検討を行っていくことが承認された。

○規制庁殿から提示された今後の検討方針の全体像（案）

- これまで2回にわたり原子力事業者と公開の場において、新規制基準に適合した発電用原子炉施設における取組みを中心に、原子力規制庁が提示した課題や原子力事業者の問題意識について意見交換を行った結果を踏まえ、今後の検討方針の全体像を具現化するために具体的な改善案等の検討を進める。
- 改善案等の一部については事業者防災訓練等において今年度以降、開始可能なところから先行的に試行し、その成立性や有効性を確認したうえで、各社の中期計画および適宜本検討に反映させる。
- なお、試行のすべてを今年度中に実施するのは困難なため、実施の時期については来年度以降も含めて実務関係者間で調整する。

これを受け、事業者側の対応について、基本方針を作成し、進めていくこととする。

○事業者対応方針

第3回訓練のあり方検討（2022年7月7日）において、原子力規制庁殿よりこれまでの意見交換の内容を踏まえ、第1回訓練あり方の検討（2022年2月25日）時に示された課題の再整理結果に対し、今後の課題解決に向けた訓練試行などの対応について、以下のとおり進めていく。

<今後の進め方>

- (1) 規制庁殿から提示された今後の検討方針の全体像を踏まえ、以下を実施。
 - 1) 緊急時対応能力の維持・向上の活動に関する基本方針の設定
 - 2) 規制庁提案の訓練の試行（訓練成立性の検討を含む）等
 - 3) 緊急時対応能力向上を目指した中期計画の策定
- (2) (1) を踏まえた取組については、各事業者の訓練対応の中に取り込んで対応していく。

3. 事業者の基本的対応

緊急時対応能力の維持・向上の活動に関する基本方針の設定

6の訓練方策等の検討・試行

- ① 原子力緊急事態 (GE) に至らないシナリオでの事業者防災訓練
- ② 保安規定に基づく現場シーケンス訓練と兼ねる事業者防災訓練
- ③ より広範囲な緊急時対応組織の参加・連携を伴う事業者防災訓練 (評価指標案の作成を含む)
- ④ 意思決定・現場実動等の能力に係る評価指標案の作成 (同指標案を用いた訓練ピアレビューを含む)
- ⑤ 従来の訓練評価指標を用いた事業者間の訓練ピアレビュー
- ⑥ 訓練実施時における検査官・防災専門官によるマルファンクションの設定

中期計画の
“具備すべき要件”
(要領) の整理

緊急時対応能力向上の目標達成に関連する全ての訓練を網羅する“新たな中期計画”を作成 (記載要件の整理・明確化)

各訓練方策の成立性・有効性を検証

各訓練方策の試行・検証結果を新たな中期計画へ反映

新たな中期計画に基づく訓練の実施・継続的改善

全電力共同
での取組み

各社での
取組み

(案)

東京電力福島第一原子力発電所事故から得た教訓を風化させることなく継承し、原子力事故又は原子力災害の発生時において緊急時対応が適切に行えるよう、平時から組織的かつ継続的に緊急時対応能力の維持・向上に努めることが必要である。

このため、原子力事業者（以下「事業者」という。）は、各要員が緊急時対応の重要性を自覚して、着実に教育訓練等に取り組むことができるよう、緊急時対応能力の維持・向上の活動に関する基本方針を以下のとおり定める。

基本方針

原子力施設の安全確保の一義的責任は事業者が有しており、原子力施設において緊急事態が発生した場合、その事態を収束させることも事業者がその責任を負っている。

そのために必要な緊急時対応能力は、ある水準を達成すれば大丈夫という性質のものではなく、事業者は、自己反省と自己研鑽を繰り返し、緊急時対応能力をたゆまず向上させていくことが肝要である。

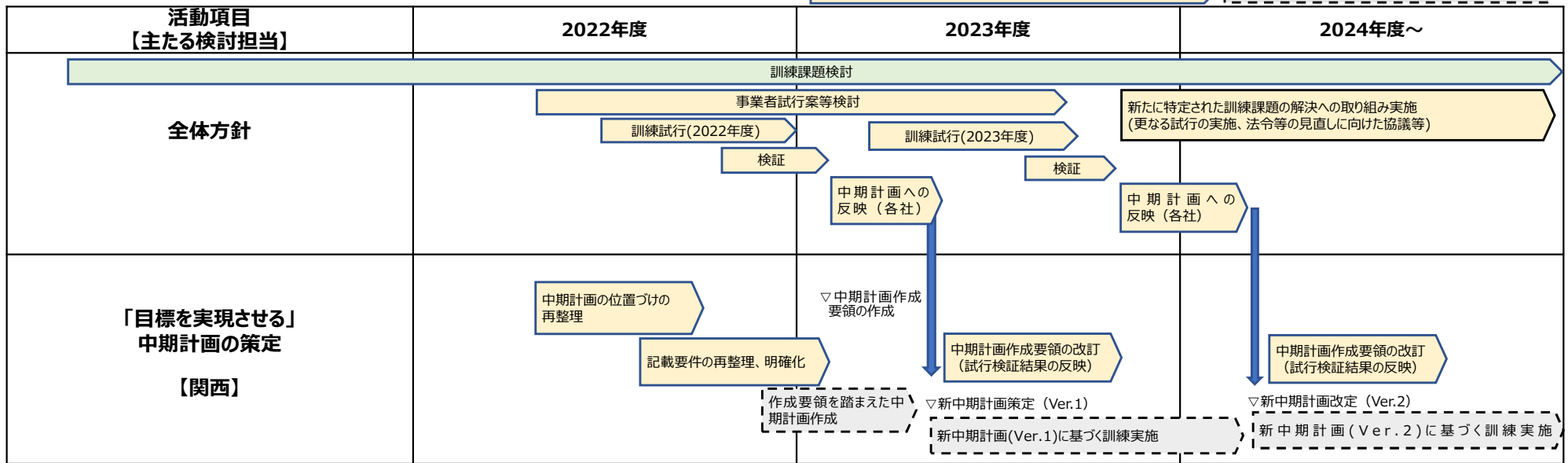
緊急時対応能力の維持・向上の活動にあたっては、事業者は法令上の要求を満足することに注力するに留まらず、以下について実行していく。

- ・ 現状把握：組織の緊急時対応能力の多面的な評価に努め、能力向上のために解決すべき優先課題を把握
- ・ 目標設定：達成すべき目標を定め、目標達成のために必要な改善活動や訓練を計画・実行
- ・ 現状把握、目標設定、訓練および改善活動の実施と評価のサイクルを構築

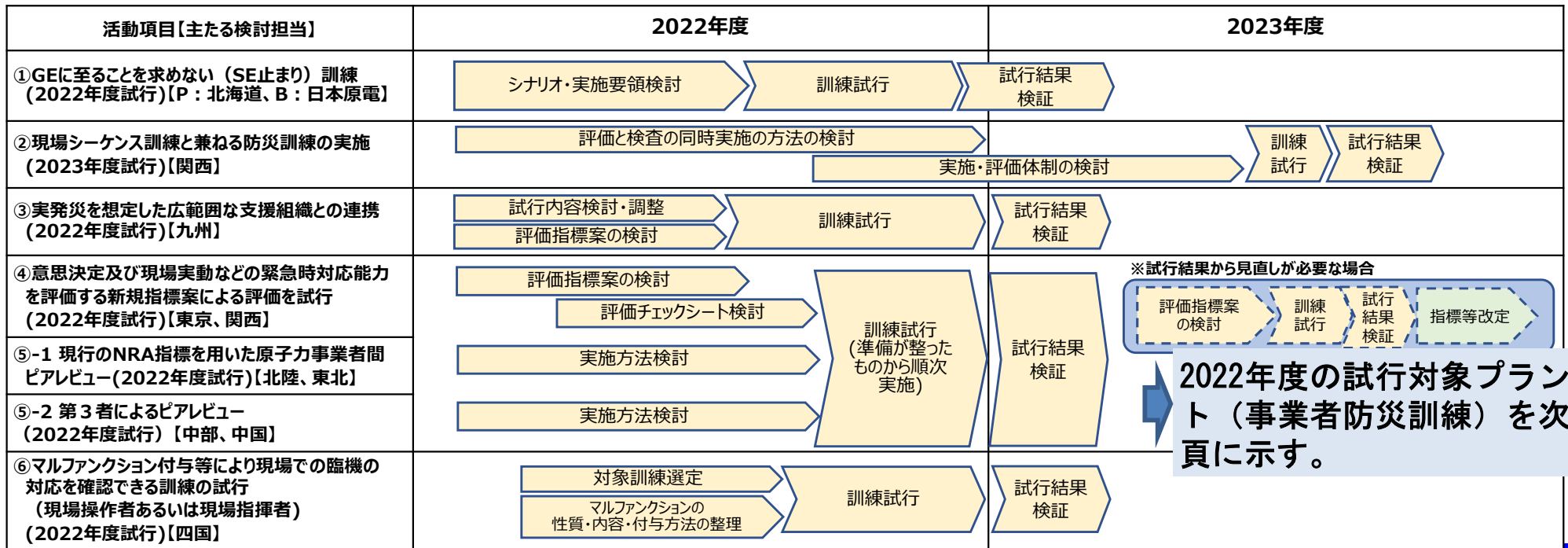
- 2022年7月21日の原子力事業者防災訓練報告会で協力依頼があった訓練試行
 - ① 多様なシナリオによる訓練実施（緊急時対応能力の向上に資する目的を有するものであれば、必ずしも原子力緊急事態（GE）に至ることを求めないが、この場合、試行においては2部訓練も実施する）
 - ② 保安規定に基づく現場シーケンス訓練と兼ねる事業者防災訓練の実施（評価及び検査の同時実施の成立性の確認）
 - ③ 緊急時対応組織の実効性の向上を目的とした、核物質防護部門を含むより広範囲な緊急時対応組織の参加・連携を伴う事業者防災訓練の実施及び評価指標案に基づく評価の実施
 - ④ 情報共有重視の評価を改めるため、意思決定及び現場実動等の緊急時対応能力を評価するための指標案の検討、並びに、その訓練評価指標に基づくピアレビューの実施
 - ⑤ 上記以外の訓練評価指標を用いた事業者間のピアレビューの実施
 - ⑥ 訓練実施時における検査官・防災専門官によるマルファンクションの設定
- 今後、各試行の具体的な実施方法を検討し、その有効性を検証していく。具体的な実施スケジュールを次項以降に示す。

6. 事業者の取り組み（対応計画）

<全体計画>



<訓練試行計画>



7. 2022年度の試行対象プラント（事業者防災訓練）

事業者・サイト				試行内容	備考
1	中国	島根	BWR	③ 広範囲な支援組織との連携 ⑤—2 ピアレビュー(第3者) ※	
2	四国	伊方	PWR	④、⑤—1 ピアレビュー	レビューワー: 北海道、東京、中部
3	北海道	泊	PWR	① GEに至らない訓練	
4	北陸	志賀	BWR	③ 広範囲な支援組織との連携	
5	東電HD	柏崎・刈羽	BWR	④、⑤—1 ピアレビュー	レビューワー: 東北、九州、電発
6	中部	浜岡	BWR	⑤—2 ピアレビュー(第3者) ※	
7	原電	東海第二	BWR	① GEに至らない訓練	
8	九州	玄海	PWR	③ 広範囲な支援組織との連携	
9	関西	美浜	PWR	④、⑤—1 ピアレビュー	レビューワー: 中国、四国、原電
10	東北	女川	BWR	④、⑤—1 ピアレビュー	レビューワー: 関西、北陸

※ レビューワー調整が完了している場合に実施

- 試行計画の規制庁殿との調整は、本あり方検討を効率的に行う観点から、それぞれの活動項目毎に事業者との窓口を設け、実務者間の調整の場で行うようお願いしたい。
- より実効的な試行実施が可能となるよう、訓練試行を事業者防災訓練の場で実施する場合、試行に関連する部分については原子力規制庁殿による訓練評価の対象外としていただきたい。